

れし也、げにも只歴給ふる所々にやどらし、數を問せ給へるのみならば、たれかこたへ奉り難からん、獨此老人は、手まりつく數の語もて末を續申せし故に賞給へりし也けり、此御歌古通ふ例なれば、いづれによみても意は同じき也、是によれば、今も手まりつくに、ひふみよ云云といへるは、古き世よりのことなるべき也、天智紀にあらは蹴まり也、それよりも、猶此事は、万葉卷九に、筑波山新治乃鳥羽能淡海毛とよみ、神名式、和名抄などにも、常陸國に新治郡と筑波郡と見えたれど、まだ此尊のいでませしほどには、郡の分ちまでもなくて、たゞ此二つの地の名の有をもて並舉給へる歟、又筑波に新まりをつくとのみいひかけ給へる歟なども思ひしを、今おもふに、小計、皇子の御詞にも、出雲は新翌ヒツヨウとの給ひ、その外新ばりてふ古語も多ければ此つくばわたりにいと古へ新ばりの所有が、はやく所の名と成て侍りけんを、幸に新まりつくてふ意をそへて、あやにつづけさせ給へるならんと覺ゆ。

〔續日本紀二十八〕神護景雲元年三月癸亥、常陸國筑波郡人從五位下壬生連小家主賜姓宿禰、

〔吾妻鏡十三〕建久四年六月二十二日丁巳、多氣義幹應召參上之間、爲善信俊兼等奉行被召決知家、知家訴申云、去月祐成狼藉事、今月四日隨承及欲參上、而雖誘引義幹、義幹集一族郎從等、楯籠多氣山城企反逆云云、義幹謝其趣不明、但於構城郭聚軍士之事者、承伏無所遁、仍被收公常陸國筑波郡南。郡北。郡等領所、被召預其身於岡邊權守泰綱云云、

〔郡名考〕常陸

河内カハチ

カハチ

〔常陸風土記〕河内郡東筑波郡、南毛野河、西

〔新編常陸國誌九〕郡名補、郡名略、中

カハチ

カハチ

〔新編常陸國誌九〕郡名アミ、故ニ建置ノ始メ考フ可ラズ、蓋信太郡ト同ク、難波長柄豊崎朝德○孝、筑波郡ヲ割テ置キシト見エタリ、其地子飼川ニ抱カル、ヲ以テ、河内ノ名ハアルナリ、風土記、倭名抄ニ據リテ地